

神山町農業委員会

議 事 録

令和7年5月27日開催

神山町農業委員会議事録

令和7年5月27日神山町農業委員会を
神山町役場すだち（201）において開催

・出席農業委員は次のとおり（13人）

1番	河口 正紀	2番	鳥庭 純子	3番	原田 健義
4番	森本 守	5番	岡本 悦男	6番	松原 和久
7番	相原 利章	8番	藤森 正三	9番	高橋 正和
10番	鍛 喜文	11番	山本 實義	12番	加藤 宏行
13番	河野 宏吉				

・出席農地利用最適化推進委員は次のとおり（4人）

阿川地区 阿部 純孝 神領地区 小川 利文
下分、左右内、上分地区 粟飯原 俊幸
下分、左右内、上分地区 竹内 利夫

・欠席農地利用最適化推進委員は次のとおり（2人）

広野地区 佐藤 重樹 鬼籠野地区 河野 一弥

・出席した職員は次のとおり（2人）

事務局長 滝上 博文 事務局主任 樫本 憲司

1. 開会

局長「定刻が参りましたので、農業委員会を開会していただきたいと思います。
本日は、全員の委員さんに出席いただき、定数に達しておりますので総会が成
立しておりますことをご報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員の河野委員さん、佐藤委員さんより欠席の連絡があ
りました。

なお、本日は河野町長、竹内副町長ともに公務のため、欠席との連絡がありました
のでご報告させていただきます。

それでは、開会宣言を会長お願いします。」

2. 開会宣言 （午後1時31分）

会長「ただいまから、神山町農業委員会を開会いたします。」

局長「はじめに、河野会長よりご挨拶を申し上げます。」

（河野会長挨拶）

局長「ありがとうございました。議長選出でございますが、農業委員会会議規則第5
条により、河野会長に議長を務めて頂き、議事の進行をお願いいたします。」

3. 議事日程報告

議長「本日の会議の議事日程は、お配りしてあります議案書のとおりでございます。」

- | | |
|------|--|
| 日程第1 | 議事録署名委員の指名について |
| 日程第2 | 議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 日程第3 | 議案第9号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更承認申請について |
| 日程第4 | 議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請について |
| 日程第5 | 議案第11号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画の意見聴取について |

議長「それでは只今より議事に入らせていただきます。」

4. 議事録署名者指名

議長「日程第1 議事録署名委員の指名について、神山町農業委員会会議規則第18条により議事録署名者を指名いたします。11番山本委員さん、12番加藤委員さんをお願いいたします。なお、会議書記には事務局の樫本主任を指名いたします。」

5. 議案第8号について

議長「日程第2 議案第8号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より議案の朗読、説明をいたします。」

局長「議案書の3ページをお願いします。」

(議案朗読)

局長「それでは、受付番号12番についてご説明をいたします。

譲受人の●●●●さんが譲渡人の●●●●さんから畑を●筆購入する案件でございます。

5ページに申請地の謄本を添付しております。

申請地の場所についてですが、6ページに位置図、7ページ、8ページに公図を添付しております。申請地は●●●●●●で●●●●さん宅の●側に位置しております。9ページ、10ページに現況写真を添付しております。

11ページをご覧ください。譲受人●●さんの土地利用計画書について、内容を説明させていただきます。構成員は●人で、●人が農作業に常時従事する予定でございます。経営面積は畑●●●●●㎡でございます。営農計画の概要等についてですが、取得した農地では、●●●、●●、●●●●●及び●●を栽培し、自家消費分を除く全量を販売する計画としております。以下の項目については記載のとおりでございます。

12ページをご覧ください。●●さんの経営状況を農地法第3条の規定による許可申請書の添付書類に基づき説明をいたします。農地法第3条第2項関係の中の、全部効率利用要件についてですが、現在、●●さんの所有農地は畑●●●●●㎡、樹園地●●●●●㎡、合計●●●●●㎡で、借入地は畑●●●●●㎡でございます。

13ページをご覧ください。作付予定作物、作物別の面積についてですが、申請地取得後は、●●●、●●、●●●●●及び●●を記載の面積のとおり栽培する予定でございます。農機具の所有状況は、●●●、●●●●、●●●及び●●●を各●台所有しております。

14ページをご覧ください。農作業常時従事要件についてですが、世帯の年間従事日数は●●さんが160日で、世帯等で耕作に必要な日数150日を満たしておりますので問題はないと思われま。以上により農地法第3条第2項各号には該当しない

ため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

16ページには譲受人 ●●さんの借入地があります●●●●農業委員会からの耕作証明書を添付しております。

17ページには譲受人 ●●さんの住民票を添付しております。

受付番号12番の説明は以上でございます。」

議長「ただいまの説明に関連して、受付番号12番の担当委員の9番高橋委員さんから現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。」

高橋委員「5月19日に事務局の榎本さんと現地確認をしてまいりました。現地は17、8年前から●●さんが管理を任せ、周辺の自身の所有地と併せて耕作しております。非常に熱心に耕作されておる方ですので、特に問題はないと思います。よろしくお願いいたします。」

議長「ありがとうございました。続いて受付番号13番について事務局から説明いたします。」

局長「それでは、受付番号13番について説明をいたします。

譲受人の●●●●さんが譲渡人の●●●●さんから畑を●筆購入する案件でございます。

18ページから22ページに申請地の謄本を添付しております。申請地の場所についてですが、23ページに位置図、24ページ、25ページに公図を添付しております。申請地は●●●●●●●で●●さん宅の周辺に位置しております。26ページから30ページに現況写真を添付しております。

31ページをご覧ください。譲受人 ●●さんの土地利用計画書について、内容を説明させていただきます。構成員は●人で、●人が農作業に常時従事する予定でございます。経営面積はございません。営農計画の概要等についてですが、取得した農地では、●●、●●、●及び●●●●●●●を栽培し、自家消費分を除く全量を販売する予定でございます。以下の項目については記載のとおりでございます。

32ページをご覧ください。●●さんの経営状況を農地法第3条の規定による許可申請書の添付書類に基づき説明をいたします。農地法第3条第2項関係の中の、全部効率利用要件についてですが、現在、●●さんの所有農地及び借入地はございません。

33ページをご覧ください。作付予定作物についてですが、申請地取得後は、●●、●●●●●●●、●及び●●を記載の面積のとおり栽培する予定でございます。農機具の所有状況ですが、現在は所有しておらず、申請地取得後、●●●●及び●●●●を各●台導入する予定でございます。

34ページをご覧ください。農作業常時従事要件についてですが、世帯の年間従事日数は譲受人の●●さんが150日、●の●●さんが150日で、世帯等で耕作に必要な日数150日を満たしております。また、譲受人 ●●さんの住民票についてですが、現在の仕事の都合上、●●●●に住所を置いておりますが、その他の家族は神山町に住民票を置いておりますので、一年の大半を神山町で過ごしており、今回、申請地と一括で購入する住居に住む予定となっておりますため、農作業の従事に問題はないと思われれます。以上により農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

35ページ、36ページには譲受人 ●●さんと、●の●●さんの住民票を添付しております。

受付番号13番の説明は以上でございます。」

議長「ただいまの説明に関連して、受付番号13番の担当委員の10番鍛委員さんから、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。」

75 ページに変更後の縦横断面図を添付しております。敷地高は当初の計画から変更はありません。

76 ページには●●●●●●●●の残高証明書を添付しております。●●●の採択がされずとも、必要資金以上の資金を確保しておりますので問題ございません。77 ページに●●さんの住民票を添付しております。

議案第9号受付番号1番及び議案第10号受付番号3番の説明は以上でございます。」

議長「ただいまの説明に関連して、議案第9号受付番号1番及び議案第10号受付番号3番の担当委員の12番加藤委員さんから、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。」

加藤委員「5月21日に事務局の榎本さんと現地を確認してまいりました。以前、●●●●●●として許可を得ていた場所に、追加で●●●●●●用の土地をくっつけて計画を拡張する形でした。新たに増えた部分も水を使いますので、排水等の確認を行いました。施設の場所が一番下流側になりますので、他の農地を汚すことはないと考えます。また、建物が建った際の日陰の問題も確認しましたが、場所が一番●側にあり、●側は道路に面していることから、特に他の農地に影響を与えることは無いと判断しました。よろしくをお願いいたします。」

議長「ありがとうございました。ただいま議案第9号受付番号1番及び議案第10号受付番号3番について、説明、意見をいただきました。ご質疑はございませんか。」

(質疑なしの声)

議長「質疑ございませんので、議案第9号農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更承認申請についての受付番号1番及び議案第10号農地法第5条の規定による許可申請についての受付番号3番は原案どおり決するに異議ございませんか。」

(異議なしの声)

議長「異議ございませんので、議案第9号農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更承認申請についての受付番号1番及び議案第10号農地法第5条の規定による許可申請についての受付番号3番は原案のとおり承認相当とし、県知事に送付いたします。」

7. 議案第11号について

議長「日程第5 議案第11号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画の意見聴取についてを議題とします。事務局より議案の朗読、説明をお願いします。」

局長「議案書の78ページをお願いします。」

(議案朗読)

議長「議案第11号について、ご意見ございませんか。」

(質疑なしの声)

議長「意見がございませんので、議案第11号について原案どおり決するに異議ございませんか。」

(異議なしの声)

議長「異議がございませんので議案第11号の農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画の意見聴取については原案どおり決定し、町長に回答することに決しました。」

会長「以上をもちまして、本日の議題を全部終了いたしましたので閉会いたします。」

(閉会時刻 午後14時01分)

この議事録は、事務局長をして調整せしめたもので、会議の内容に相違なきことを証するため署名する。

神山町農業委員会

会 長

11番委員

12番委員